

「情報銀行」の社会実装に向けた取組

平成 30 年 9 月 11 日
総 務 省

「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」の公表

- 「情報銀行」については、昨年7月、情報通信審議会において、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等による任意の認定の仕組みが望ましいとの提言。
- 認定の仕組みを有効に機能させるため、昨年11月より総務省・経産省では合同の検討会を立ち上げ、[「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」](#)をとりまとめ。（6/26に最終版公表）

＜認定基準の基本的な考え方＞

- 「認定基準」は**一定の水準を満たす事業者を認定する仕組み**のためのものであり、当該認定によって**消費者が安心してサービスを利用するための判断基準**を示すもの。
- **消費者個人を起点としたデータの流通（コントロールできる機能の充実）**、**消費者からの信頼性確保**に主眼を置く。

＜主な指針案の内容＞

①認定基準

- ✓ 経営面の要件
- ✓ セキュリティ基準
- ✓ ガバナンス体制（相談体制、諮問体制等）
- ✓ 個人情報の取得方法や利用目的の明示
- ✓ 利用者がコントロールできる機能
- ✓ 損害賠償責任

②モデル約款の記載事項

- 委任関係に関する契約上の合意について、具体的な条件をモデル約款として示す
- ✓ 業務範囲
 - ✓ 情報銀行が担う義務
 - ✓ 事業終了時等の扱い
- （個人情報保護法上も有効な同意に）

③認定スキーム

- ✓ 認定団体の適格性
- ✓ 審査の手法
- ✓ 認定証
- ✓ 認定内容に違反した場合の対応
- ✓ 認定団体と認定事業者の契約
- ✓ 認定団体の運用体制

- 
- 今秋以降、本指針を**活用し**、**一般社団法人日本IT団体連盟が認定を開始予定**。
 - 今後継続して議論・見直し、ver1.0で対象外とした要配慮個人情報の扱いについても検討。

「情報銀行」認定の開始に関する動向

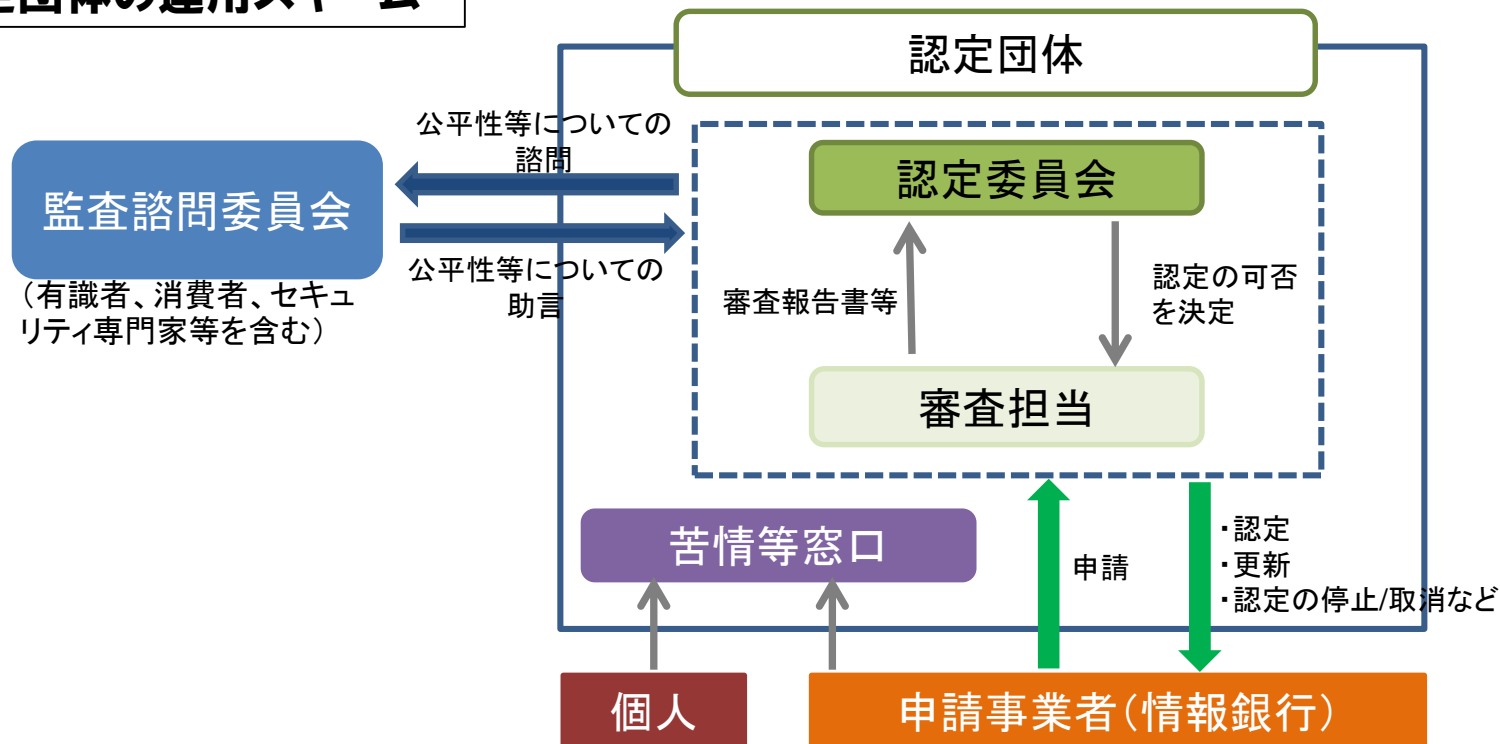
■ IT連 臨時理事会（8月13日）：IT連が情報銀行の認定団体となることを承認

- ・ IT連内に「情報銀行推進委員会」を新設
- ・ 情報銀行の認定業務に向けた準備作業を実施



秋以降 IT連による「情報銀行」の認定業務や周知活動の開始

参考：認定団体の運用スキーム



情報信託機能の認定指針の見直しに向けた検討体制(案)

- 「指針Ver1.0」では、認定の対象外としていた要配慮個人情報等の個人情報のうち、関係者からのニーズが高い金融データ及び健康・医療データの利活用について検討を行うため、重点分野に特化したWGを設置。
- WGにおける議論を踏まえ、検討会において指針の見直し（「指針Ver2.0」の策定）に向けた検討を行う。

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

以下を踏まえ、指針の見直しに向けた検討を行う

- ・金融データWG及び健康・医療データWGでの議論
- ・情報信託機能活用促進事業(30年度予算)における実証事業

金融データWG

- ・決済データを利活用した新たなサービス
- ・金融分野の情報銀行のユースケース
- ・QRコードによるモバイルペイメントの実証に係る体制、内容等

【想定メンバー】

金融機関、決済事業者、キャッシュレス推進協議会、小売事業者有識者、関係省庁

健康・医療データWG

- ・データの分類
- ・期待されるユースケース
- ・健康・医療データを扱う場合のルールの検討

【想定メンバー】

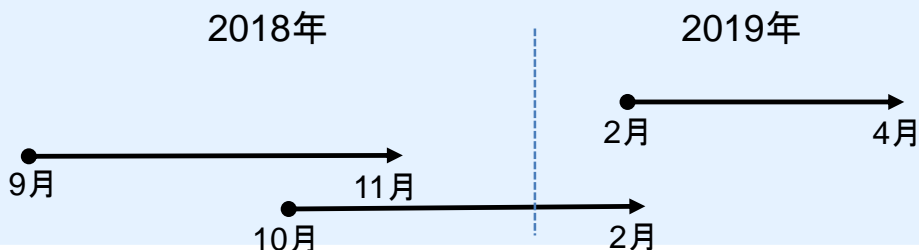
医療関係者、関係省庁、有識者

<スケジュール(想定)>

・親会

・金融データWG

・健康・医療データWG



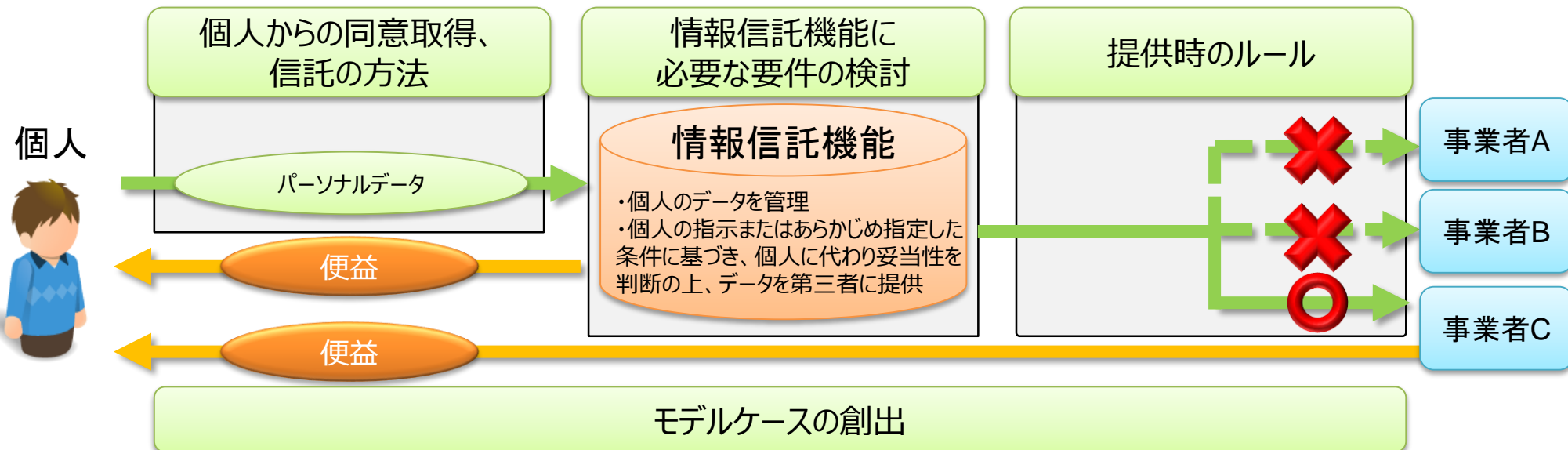
パーソナルデータの流通・活用を促進するため、情報信託機能を活用したモデルケースの創出や、情報信託機能の社会実装に必要なルール、制度等の検討に資する実証事業等を実施する。【H31要望額:3.0億円】

【これまでの取組・現状】

- 「高度情報通信ネットワーク社会推進本部 (IT総合戦略本部)」の下で開催された「データ流通環境整備検討会」の中間とりまとめ(平成29年3月)において、個人の関与の下でデータの流通・活用を進める仕組みが有効であるとされた。
- 総務省等による「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」において、平成30年6月に「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」をとりまとめた。

【目標・成果イメージ】

- 情報信託機能のモデルケースの創出
- 個人及び企業が安心してパーソナルデータを流通させることができるような環境の整備
- パーソナルデータの活用・流通促進による、個人の利便性向上に資する新規サービスの創出
- 要配慮個人情報情報の取扱い等、データの種類・分野ごとに必要なルールについても検討



まちづくり(ヘルスケア)分野とスポーツ・観光分野の情報信託機能に基づく パーソナルデータ利活用【地域、ヘルスケア、観光】

提案者	(一社)おもてなしICT協議会、広島県、高松市、さいたま市、会津若松市、沖縄県、慶應義塾大学、日本アーバンスポーツ支援協議会
実施地域	さいたま市(美園まちづくり)、広島県
事業概要	<p>【まちづくり(ヘルスケア)分野】まちづくりのコミュニティの参加(1000名)による生活に係わる情報や行動データ、購買データを収集して、OneToOneによるパーソナルデータ利活用モデルの構築。</p> <p>【スポーツ・観光分野】情報仲介機能の手順(利用契約により第三者提供/利用目的明示)でパーソナルデータを取得したFISE広島世界大会における3万人のデータを利活用してファンクラブ化によるファンサービスの提供と新しいスポーツスポンサーモデルの構築。</p> <p>政府の政策および過去投資の活用、事業の継続性を踏まえた事業とする。自治体の関与での取り組みは、デジタル・ディバイド(できる者とできない者の間に生じる経済格差)とならない事業モデルの構築となる。</p>

個人のIoTデータ等を活用したライフサポート事業【IoT】

提案者	情報銀行事業者：(株)日立製作所、(株)日立コンサルティング、 情報提供元：インフォメティス(株) 情報提供先：東京海上日動火災保険(株)、日本郵便(株)、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)
実施地域	東京都近郊
事業概要	<p>➤ 日立製作所の社員200名を対象に、各家庭に設置する電力センサから得られる「電力データ」、個人が装着するリストバンド型センサから得られる「健康データ」、日立製作所が保有する「所得データ」、個人本人が入力する「基本データ」を活用し、以下のモデルケースにおけるデータ活用の有効性を検証する。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 保有家電の特定に基づく、家電向け保険・サービス開発の可能性検証✓ 個人の在宅率の把握に基づく、再配達削減につながる宅配ルート設計の可能性検証✓ 生活プロフィールに基づく、個人の関心に合ったWeb広告配信の可能性検証

情報信託機能を活用した次世代型トラベルエージェントサービス【観光】

提案者	株式会社JTB、株式会社JTBコミュニケーションデザイン、大日本印刷株式会社、上野観光連盟 他
実施地域	〈滞在時間向上・回遊活性を課題とする自然・文化芸術モデル地区〉 東京・上野エリア／京都・岡崎蹴上エリア
事業概要	情報信託機能を活用した「次世代型トラベルエージェント」実証：旅行者のデータ活用判断支援・サービスマッチング・共通観光パスなどの機能を搭載した次世代型トラベルエージェントアプリの提供によって、スマートな旅行体験を実現し、サービス事業者へのデータ活用ダッシュボード機能の提供により、人口減少時代における観光サービスの効率化と旅行者との関係構築を支援する。 認定スキーム検証：情報信託機能の認定指針をもとにした契約約款の策定/評価プロセスを実施し、契約策定や認定に関する課題を検証する。

地域型情報銀行(情報の地産地消による生活支援事業)【地域、IoT】

提案者	中部電力株式会社、大日本印刷株式会社、キュレーションズ株式会社、 豊田市役所、豊田まちづくり株式会社、株式会社山信商店
実施地域	愛知県豊田市(市街地)
事業概要	○「地域型情報銀行」:情報の地産地消による生活支援事業 生活者のパーソナルデータ(会員情報や行政データなど)および日常の生活データ(体重などの身体情報や家庭内の電力使用量などのセンサーデータ)を地域型情報銀行が集約・管理し安全安心に地域内で流通させることで、地域サービスの効率化・高度化を実現し、生活者の日常生活の不便を解消すると共に地域内の消費活性を図る。

情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業【ヘルスケア】

提案者	(株)三井住友銀行、(株)日本総合研究所
実施地域	大阪府他
事業概要	➢ 情報銀行が要配慮個人情報である医療データを取扱う際の、法務面・システム面・ユーザー面(利便性や意識)・ビジネスモデル面等についての要件を整理。 ➢ 様々な医療機関等から提供される医療データを、デジタル化して取り込み、安心・安全に管理できるPDS機能の提供 ➢ PDSに統合・蓄積された個人の医療データを、データ利活用事業者に提供することで、個人に便益を提供するモデルの検討